

## 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正について

### 1. 概要

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の6第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改正されたため、併せて本市の条例を改正する。

なお、今般の改正において、条例の規定方法を、従来の省令引き写しの形式から省令準拠形式へと変更する。

### 2. 改正の理由及び改正内容

#### （1）改正の理由

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、センターの職員確保が困難なことによる配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための省令改正が行われた。

なお、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例によることとされている。

#### （2）主な改正内容（省令どおりに改正する。）

##### ①職員員数の常勤換算

現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

##### ②配置すべき3職種の複数センターでの合算

上記①にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

### 3. 施行期日

令和7年4月1日

#### 4. 省令準拠形式への変更について

今般の改正より、従来の省令引き写しの形式から省令準拠形式へと変更する。これにより、本市条例の規定事項については、上記改正内容を含め、原則として国の基準省令の規定によることとなる。